

研修所担当として

副会長 大西 正悟

昨年の選挙で副会長に選出されて以来、昨年度中は次年度検討委員会で正副会長会の活動について勉強、検討を行い、4月1日から正式に副会長としての会務を開始しています。次年度検討委員会では机上での会務検討でしたが、実際に始まってみると会務の多さ、忙しさに驚きの連続です。私の担当は日本弁理士会研修所、特許委員会、特許制度運用協議委員会、福利厚生共済委員会等で、それ以外に関連する会務をいくつか担当しています。現段階では各委員会はまだ2回程度の会合を行った段階ですが、研修所については昨年度からの計画に基づいて種々の研修等が開始されておりますので、研修所の活動について副会長としての立場から現在の活動状況等を報告したいと思います。

研修所は村木所長の下、8名の副所長、100名を越える所員により構成され、会員弁理士の種々の研修の企画運営を行っています。今年度の目玉はやはり今年1月施行の改正弁理士法の規定に基づく訴訟代理人としての業務を行えるようになるための能力担保研修です。この研修は今年度が第1回となるものですが、昨年度に受講希望者1,432名の内から補佐人経験を加味して抽選で850名の会員を選定し、5月から東京、大阪、名古屋、中四国会場で15クラスに分かれて開始しています。いずれのクラスも弁護士会、裁判所から講師を出して頂いて熱心な講義を行って頂いております。特に、土曜、日曜コースは間に休憩はあるとはいえ6時間という長時間の講義であり、講師の先生には非常にご苦勞をおかけしており、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

つい先日、講義開始後における初めての講師間会議を開催しました。現在の受講生および来年度以降の受講生にとっても興味があることと思いますので、この講師会議での感想、注意点等をいくつか紹介します。まず、民法、民事訴訟法の基礎的な理解をした上で能力担保研修を受講するというのが前提条件でしたが（このような条件の下で受講者募集を行ったのですが）、講師の先生方のほぼ全員から民法、民訴法の理解が乏しい人が多いようで心配であるという感想が聞かれました。民法、民訴法の基礎理解がある人が受講するという前提でテキストが作られて研修の講義が進められており、現在受講中の会員の先生方には今からでも遅くありませんので、是非とも民法、民訴法の勉強を並行して進めて頂きたいと思います。また、来年度以降に能力担保研修を受けようとする人は、是非とも民法、民訴法の十分な勉強をした上で受講するようにして下さい。

能力担保研修は、1.5時間の講義を1コマとして計30コマ（45時間）の講義を全て出席し、4回の自宅起案を全て提出することが修了条件となっており、この条件は来年度以降も同様です。正当な理由によって受講ができなかった人については、可能であれば同一内容の他のクラスでの受講による補講や、ビデオによる補講を認めておりますが、正副会長会ではこの理由が正当か否かを判断し、正当であるときには会長が欠席申出者に補講の受講を認めております。やむを得ない理由による欠席による補講は避けられないとは思いますが、正規の講義の方が理解がし易いと思いますのでできる限り正規の時間帯での受講をお勧めします。なお、自宅起案を作成提出できるか否か、試験にパスするか否かは受講者

それぞれの努力による講義内容の理解の結果によるものです。是非とも、受講者全員が能力担保研修を無事修了するとともに試験にパスして、訴訟代理人として付記登録を受けられることを願っています。

民法、民訴法に関する理解の一助とすべく、研修所では、昨年からいくつかの大学に依頼して民法、民訴法の基礎研修を、希望会員を対象にして行っていますが、今年度も同様の基礎研修を行って貰います。正副会長会としても各大学への挨拶回りをはじめとして全面的なバックアップを行う予定です。また、同様に来年度以降も継続して能力担保研修が行えるように、弁護士会へのお願い等、正副会長会として研修所に可能な限りの協力することは惜しまず、来年度以降も継続して付記弁理士が続々誕生できるようにしたいと考えています。

研修所では、従来から定常的に行っている一般会員研修に加え、新人研修、先端化学技術研修、倫理研修等、多くの研修の企画運営をお願いしておりますが、このところ合格者数が500名になろうかという状況で会員数もますます増加する傾向にあり、研修受講者数が増加して会場設定が難しくなっています。これに対して、昨年度において「著作権法の研修ビデオ」をホームページを介して会員に受講して貰った「eラーニング」手法を取り入れたり、新人研修を前後期に分割して行ったり、種々の対応を図りつつ、できる限り会員の要望に応えられるような施策を講じるようにしたいと考えております。

以上研修所関連事項ばかりでしたが、私の担当の委員会でもそろそろ種々の検討すべき課題がでてきております。例えば、特許委員会では、特許庁と一緒に協議を行っている審査迅速化ワーキンググループに対する対応、来年1月から施行される改正特許法に対応した審査運用指針の改正の対応等があり、特許制度運用協議委員会ではパソコン出願ソフトのバージョンアップ対応等があり、福利厚生共済委員会では昨今の超低金利の下での福利厚生基金制度の全面的な見直しが急務であるなど、種々の検討課題が山積しておりますが、これらについては、また次の機会に説明したいと思っております。

以上のように、4月1日に始まって正副会長会としての会務の多さに驚いておりますが、全ての会務は研修所、委員会等、弁理士会の各種機関の協力や、会員皆様方の協力なしではスムーズに進みません。是非とも正副会長会へのご協力と、ご理解をお願い致します。

パテントニュース・レポート

特許審査を迅速化

知財推進計画案 専門高裁を創設

政府の知的財産戦略本部は20日、経済活性化に向け、特許権の保護強化などを掲げた「知的財産推進計画案」を公表した。①特許審査の迅速化 ②知的財産権訴訟を専門に扱う高等裁判所（知財高裁）の創設一などが柱。権利の確定を早め、ビジネスに活用しやすくする狙いだ。模倣品対策の強化や映画などコンテンツ産業の育成策なども盛り込んだ。7月8日の本部会合で正式決定する。

社員が業務中にした発明（職務発明）への対価を巡る裁判の増加を踏まえ、特許法を改正する方針を盛り込んだ。対価は社員と企業が結ぶ事前契約で決めるよう促すためだ。

欧米に比べ遅い特許審査の迅速化では生命工学分野の特許審査官を三倍に増やすなどが目玉。知財高裁は来年の通常国会への設置法案提出を目指す。

大学や公的研究機関への研究費配分や研究者の業績評価に特許の出願数や使用料収入、企業との共同研究実績などを反映すると明記。「象牙の塔」から産業貢献への移行を明確にした。

中国絡みだけで被害額2兆円とされる海外の模倣品・海賊版対策では、違法製品の輸入業者名を開示する。

日本企業の技術開発の成果を国際標準に結びつけるための独占禁止法などのルール明確化や、企業に対する知的財産関連情報の自主的な開示制度の整備などにも乗り出す。

国内市場規模が11兆円を上回ったコンテンツ産業については一段の振興に向け、政府系金融機関による低利融資事業などを検討する。

（日本経済新聞 2003.6.21 朝刊）